

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当日起算の翌日)

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成2年9月7日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

- ◆告示 土地改良事業の認可申請の適否の決定（農村整備課）
- ◆教委告示 烏取県立高等学校入学者選抜方針（教職員課）
- ◆正誤 平成2年八月鳥取県告示第七百三十三号中訂正
- ◆平成2年八月鳥取県告示第七百三十四号中訂正

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成2年九月十日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に對し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

告示

鳥取県告示第七百六十四号

鳥取県告示第七百六十三号
日野町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業板井原地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適當と決定したので、

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成11年九月七日

平成3年度鳥取県立高等学校入学者選抜方針

鳥取県教育委員会

鳥取県知事 西 尾 雄 次

1 基本方針

平成3年度県立高等学校入学者の選抜は、中学校長が作成した調査書を主体とし、学力検査の成績等を併せて行うものとする。

2 調査書

- 1 起業者の名称
大山町
2 事業の種類
ふるやまぐわく特別対策事業「大山運動広場整備事業」

3 起業地

- 1 収用の部分 西伯郡大山町大字上野原地内
2 使用の部分 なし
4 土地収用法第116条の1の規定による図面の縦覧場所
大山町役場

教育委員会告示

(1) 調査書は、平素の学習の記録、行動及び性格の記録等について記入するものとする。

(2) 指導要録に記載されている事項については、指導要録から転記し、その他の事項については、中学校長が評定して記入する。

なお、学習の記録のうち、第3学年の必修教科及び選択教科の英語については、10段階の相対評価により評定し、これを数量化して評定点とする。

また、第3学年の選択教科のうち英語以外の教科については、5段階評定とする。

3 学力検査

(1) 実施教科

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。
ただし、定期制課程(夜間に限る。)については、3教科とする(国語は必須とするが、残りの2教科は他の4教科のうちから選択して受検する。)。

(2) 出題

ア 中学校の学習指導要領に示されている各教科の目標に則して、基本的事項を中心に出題する。

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 哲

成平2年9月7日 金曜日

平成 3 年 3 月 9 日 金曜日

3

イ 各教科とも、標準時数で履修した程度の内容とし、できるだけ思考力や判断力をみるように配慮する。	願を変更することができる。
なお、国語には作文、英語には聞き取りを出題する。	高等學校長は、中學校長から提出された調査書を主体とし、学力検査の成績を併せて、次の方法によって選抜を行う。
(3) 実施期日 平成 3 年 3 月 12 日 (火)	なお、選考に当たっては、調査書の第 3 学年の各教科の学習の記録以外の記録（第 3 学年の英語以外の選択教科の学習の記録を含む。）、面接の結果、実技検査の結果等について、公正かつ必要な限度において加味する。
(4) 実施時間 午前 9 時 20 分から開始し、各教科とも 50 分間で、国語、数学、社会、英語、理科の順に実施する。	(1) 第 1 次選考 調査書の学習の記録のうち、第 3 学年の各教科（選択教科は、英語のみとする。以下同じ。）の合計評定の上位の者から順に募集員定員の 70 パーセント以内にある者で、かつ、学力検査の成績（総得点）が定員点の 90 パーセント以上のものについて選考する。
4 面接 入学志願者全員に対して実施する。	(2) 第 2 次選考 第 1 次選考の者について、第 3 学年の各教科の合計評定と学力検査の成績（総得点）との総計の上位の者から選考する。
5 実技検査 学校長は、学科・コースの特性に応じて実施することができる。	8 再募集 合格者が募集定員に満たない課程、学科がある高等学校は、再募集を実施する。
(1) 実施期日 平成 3 年 3 月 12 日 (火) 又は 3 月 13 日 (水)	9 海外帰国子女に対する配慮 海外帰国子女に対する入学選抜は、その者の海外経験等の事情を勘案し、弾力的に実施することができる。
(2) 実施方法等 別に定める。	(1) 出願 入学志願者は、第 1 志望のほか第 2 志望として同一学校内の他の課程、学科を志願することができる。
(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に 1 回に限り志	(2) 入学志願者は、出願期間終了後、定められた期間内に 1 回に限り志願を変更することができる。

帰国した日から入学者選抜を受ける年の2月1日までの期間が3年以内

(2) 外国における在住期間

帰国時からさかのぼり継続して1年以上

正誤

平成二年八月鳥取県告示第七百三十三号（管理理容師資格認定講習会の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 上 五 同年十月二十六日 同年十一月二十六日

平成二年八月鳥取県告示第七百三十四号（管理美容師資格認定講習会の指定について）中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤 正

十 下 十 同年十月二十六日 同年十一月二十六日